

## 協議会・ワーキングでの意見とその対応(1/2)

項目	発言者		意見の概要	対応	計画文	
校庭貯留について	第1回協議会	宍粟市 鎌田委員	校庭に雨水を貯めると泥がたまるが、対策は考えているか。	校庭貯留実施にあたっては、詳細設計時に暗渠排水の改良等、排水性に留意する。(計画文は記載なし)		
	第1回ワーキング	相生市 山田委員	校庭貯留については、普段使うものであり泥の堆積が心配である。			
ため池の貯留について	第1回協議会	上郡町 工藤町長	ため池については、管理者の高齢化により素早い対策が打ちにくい。	台風などの前にため池管理者の運用により治水容量を確保していくことも考えられるが、管理者の同意が得られる場合は、洪水吐の切り欠き等により、日常から水位を低下させるなどの対応を計画文に記載した。	P33 5. 流域対策 5-2. 土地等の雨水貯留浸透機能(2)ため池貯留機能の強化 14行目	農業上の利水容量に余裕があり、ため池管理者の同意を得られる場合は、洪水吐の切り欠きや取水施設への緊急放流機能の追加など、洪水調節機能を向上させるための改良を行う。
遊水機能の維持について	第1回協議会	赤穂市 豆田市長	霞堤について、住民から本堤にしてほしいと要望されているので、遊水機能を維持するなら地域の理解を得る必要がある。	やむを得ず霞堤を締め切る場合の対応を記載した。	P38 5. 流域対策 5-5. 遊水機能の維持 18行目	やむを得ず堤防で締め切る場合は、洪水に対する安全性の低下を地域が十分認識し、減災対策等による対応をあらかじめ決めておく必要がある。
山地防災・土砂災害対策について	第2回ワーキング	千種町 鎌田委員	山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画における対象91箇所は具体的にどこか教えてほしい。	別紙-1 参照		
森林の整備及び保全について	第1回協議会	会長 道奥委員	森林の質の低下が影響して災害の一因となっている。また、土砂堆積により川の状況も変わってきた。この2点は総合治水の中で重要な役割を占めている。	総合治水条例では降雨による浸水対策のみを対象としているが、委員の方々から多くの意見をいただいたように、計画地域では森林からの河道への土砂流出を防ぐことが流域対策の一つと考え計画文に記載した。 また、森林の整備に関する具体的な事業を計画文に記載した。	P38 5. 流域対策 5-6. 森林の整備及び保全 27行目	森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、公的関与による森林管理の徹底、多様な担い手による森づくり活動の推進を基本方針として、「新ひょうごの森づくり：第2期対策(平成24～33年度)」を推進し、人工林に関する“森林管理100%作戦”として、間伐が必要なスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した公的負担による間伐及び作業道開設を実施するほか、里山林対策として、集落周辺の人手が入らなくなった里山林の再生を行う。 また、防災面での機能を高めるため、災害に強い森づくり：第2期対策(平成23～29年度)に取り組み、 ①緊急防災林整備(流木・土石流災害が発生する恐れのある渓流域の森林機能強化) ②里山防災林整備(集落等裏山森林の防災機能強化) ③針葉樹林と広葉樹林の混交林整備(高齢人工林の機能強化) ④野生動物育成林整備(人と野生動物が共生できる森林育成) ⑤住民参画型森林整備(地域住民の自発的活動支援)を推進する。
		宍粟市 田路市長	森林からの土砂流出により河道が減少している。山地や森林からの土砂流出を防ぐことが重要である。			
		佐用町 庵途町長				
		佐用町 木村委員				
	第1回ワーキング	宍粟市 鎌田委員	森林の間伐や倒木処理を実施しているとのことだが、具体的にどのように進めているか。		P39 5. 流域対策 5-7. 山地防災・土砂災害対策 13行目	平成21年8月災害では、山腹崩壊等による土石・流木の流出が下流部における被害を増大させた。一方、治山ダム・砂防えん堤設置箇所では土砂・流木が捕捉され、治山・砂防施設には被害を大幅に軽減する効果があることが再確認された。また、緊急防災林整備地(災害に強い森づくり)では、間伐木土留工等の設置による土砂等の流出抑止効果があることも確認された。 このように山地防災・土砂災害対策は、山地や森林を保全することにより、保水力を維持し、土砂流出による下流河川の流下能力低下を防止する効果があるため、総合治水対策と併行して取り組みを進めていくこととし、現在進めている治山ダム・砂防えん堤の重点整備と災害に強い森づくりの推進を柱とした「山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画」(H21～25)に基づく治山・砂防事業を引き続き推進していく。
	佐用町 木村委員	山肌がむき出しになっている所で木を植えても鹿やイノシシが食べてしまい手の打ちようがない。具体的にどのような対策をおこなっているのか。				

協議会・ワーキングでの意見とその対応(2/2)

まるごと・まちごとハザードマップについて	第2回 ワーキング	相生市 玉田課長	実績浸水深を公共施設に”明示する”と言い切らずに、”努める”といった表現にしてほしい。	実績浸水深や想定浸水深の明示については、”努める”という表現に修正する。	P43 6. 減災対策 6-1. 浸水が想定される区域の指定・ 県民の情報の把握 (3) 災害を伝える～まるごと・まちごとハザードマップ 2行目	市町は、過去の災害を忘れないために、実績浸水深を公共施設等に明示することに努めるとともに、浸水実績がない、あるいは不明の場合は想定浸水深を表示することに努め、現地において浸水時の状況をイメージする一助とする。
	第2回 ワーキング	佐用町 木村委員	住民にとっては、地先の浸水深がわからないと意味がないので、もっと簡易な方法、例えば電柱にビニールテープを貼るなどの簡易な対策を考えてはどうか。	委員が提案された「ビニールテープを貼る」方法は貼り替えられる恐れがあることや剥がれやすい点などの課題がある。簡易な対策について”今後検討する”旨を計画文に追記した。	P43 6. 減災対策 6-1. 浸水が想定される区域の指定・ 県民の情報の把握 (3) 災害を伝える～まるごと・まちごとハザードマップ 5行目	また、県及び市町は、地先での実績浸水深あるいは想定浸水深の簡易な表示方法についても今後検討していく。
防災マップについて	第2回 ワーキング	宍粟市 清水課長	県として防災マップ作成にどのような支援をするのか。	研修会・講習会の開催、専門家の派遣等を検討している。	P50 6. 減災対策 6-3. 浸水による被害の軽減に関する 学習 (2) 防災マップの作成・支援 7行目	県及び市町は、研修会の開催等、防災マップづくりを支援する。
県への要望について (各戸貯留)	第2回 ワーキング	相生市 玉田課長	予算がないため、各戸貯留は県の事業にさせていただき、市はPR面で協力するという位置づけにしてほしい。	総合治水は県・市町・県民が協働して推進するものであり、流域貯留等の取り組みは、施設管理者が自らの負担で実施、維持管理することを基本としている。 県からの助成等については、推進協議会等でニーズや効果等を把握した上で検討を進めていこうと考えている。 今後他地域の推進協議会の意見や取り組み状況を見ながら検討を進める。 また、モデル地区については、他地域よりも大きな負担を強いているため、県として優先的に支援を行うことを検討している。		
県への要望について (ハザードマップ)	第2回 ワーキング	宍粟市 清水課長	ハザードマップの修正については補助制度がないので、何か応援をしていただきたい。	ハザードマップの作成・配布は、水防法15条にあるとおり、市町の責務になっており、これにかかる費用の一部を国が補助する枠組みがあるが、補助事業採択基準を満足しない場合は、市町が全額負担して実施すべきと考えている。 ハザードマップの更新に関しては、平成18年に国の基本的な考え方が示されており、その中で、調査・検討（コンサルに委託するもの）を行うものについては補助の対象となり、印刷のみ（避難所の修正等印刷校正で対応可能なものを含む）については補助の対象とならないことになっている。		
県への要望について (浸水シミュレーション)	第2回 ワーキング	赤穂市 古津課長	浸水想定区域図に、時間毎のシミュレーション結果や、流向を示すことができないか。避難のための時間の確認や2階への避難の可否の判断材料に利用したい。	今年度以降作成する浸水想定区域図については、時間毎のシミュレーション結果や流向のデータを提供できるようにする。過去の業務についても、データの有無を確認中である。		
	第2回 ワーキング	赤穂市 松本課長				

山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画 施工箇所位置図

